

令和5年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和5年6月23日（金） 午前9時00分から午前10時15分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
欠	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	欠	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	欠	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	欠	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 事 前田 裕孝
担い手育成係 主任主事 桃木 洋佑

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
次長兼農地係長 税所 篤行
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 幹 前迫 篤弘
主 査 池畑 信幸

主任主事	角野 勝行
主 査	凶師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)
主 幹	福嶋 雅明 (申良総合支所産業建設課)
主 査	下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・公務災害補償制度について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 榎原 辰夫 委員 ・ 藏ヶ崎 俊光 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和5年6月23日（金） 開会 午前9時00分 閉会 午前10時15分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第3回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は、大園委員、本田委員、有村委員の3名です。出席委員数は18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、矢野委員、細川委員、徳田委員、立元委員の4名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号12番の榎原委員と、13番の藏ヶ崎委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第16号につきましては、1頁から66頁です。

初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和5年6月26日です。合計面積は、16万6千529㎡、うち更新分5万1千554㎡、内訳として、田が6万2千160㎡、畑が10万4千369㎡です。利用権を設定する者が66人、設定を受ける者が53人です。始期は、いずれも令和5年7月1日です。期間は、9か月、1年、1年8か月、3年、5年、5年9か月、6年、8年、10年です。

次の3頁から35頁2は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番は、設定期間が9か月です。1番は、賃借権で新規設定。

次の2番から5頁の6番までは、設定期間が1年です。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、次の7番は、設定期間が1年8か月です。7番は、賃借権で新規設定。

次の8番から11頁の16番までは、設定期間が3年です。8番は、使用貸借権で新規設

定。

次に、7頁、9番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、10番、11番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、12番は、賃借権で新規設定。13番は、使用貸借権で再設定。

次に、10頁、14番、15番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、16番は、使用貸借権で再設定。

次の17番から23頁の40番までは設定期間が5年です。17番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、18番は、賃借権で新規設定。19番は、使用貸借権で新規設定。

次に、13頁、20番は、使用貸借権で新規設定。21番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、22番、23番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、24番、25番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、26番、27番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、28番は、使用貸借権で新規設定。29番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、30番、31番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、32番、33番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、34番は、賃借権で新規設定。35番は、使用貸借権で再設定。

次に、21頁、36番、37番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、38番、39番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、40番は、賃借権で再設定。

次の41番は、設定期間が5年9か月です。41番は、使用貸借権で新規設定。

次に、24頁、次の42番から25頁の44番までは、設定期間が6年です。42番は、賃借権で新規設定。43番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、44番は、使用貸借権で再設定。

次の45番は、設定期間が8年です。45番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、次の46番から35頁2の65番までは、設定期間が10年です。46番、47番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、48番、49番は、賃借権で新規設定。

次に、28頁、50番、51番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁、52番、53番は、賃借権で新規設定。

次に、30頁、54番は、賃借権で新規設定。55番は、使用貸借権で新規設定。

次に、31頁、56番は、賃借権で新規設定。57番は、使用貸借権で新規設定。

次に、32頁、58番は、賃借権で新規設定。59番は、賃借権で再設定。

次に、33 頁、60 番、61 番は、賃借権で再設定。

次に、34 頁、62 番は、賃借権で再設定。

次に、35 頁、63 番、64 番は賃借権で再設定。

次に、35 頁 2、65 番は使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 35 の 2 頁までの 65 件の利用権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、36 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　所有権移転につきましては、36 頁から 48 頁です。

まず、36 頁で説明します。公告年月日は令和 5 年 6 月 26 日、合計面積は、6 万 4 千 695 m²です。内訳としまして、田が 4 千 934 m²、畑が 5 万 9 千 761 m²です。所有権を移転する者が 21 人、所有権の移転を受ける者が 9 人です。

次に 37 頁、次の 1 番はあっせん協議が成立したものですので、お目通し願います。

また、37 頁の 2 番から 47 頁の 21 番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 　ただいま説明がありましたが、37 頁 1 番は、あっせん事業活動報告書が 48 頁にありますので、あっせん委員の田村委員に報告をお願いします。

田 村 　議席番号 10 番の田村です。1 番について報告いたします。

5 月 31 日、譲渡人と譲受人が確認のもと、委員 2 名と事務局職員が同席し、串良総合支所会議室にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛の生産を主としておられます。協議の結果、総額 310 万円であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

議 長 　ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの 1 件と、所有権移転協議が成立したもの 20 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、49 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　中間管理権設定につきましては、49 頁から 66 頁です。まず 49 頁で説明します。

公告年月日は、令和 5 年 6 月 26 日です。合計面積は、7 万 5 千 904 m²で、うち、田が

3万2千897㎡、畑が4万3千7㎡です。利用権を設定する者が29人、利用権の設定を受ける者が21人で、新規設定33件です。始期は全て、令和5年7月1日で、期間は2年2か月、3年、4年、5年、6年、10年です。

50頁をご覧ください。

次の1番から2番は、設定期間が2年2か月です。1番、2番は、賃借権。

次に、51頁、次の3番から52頁の5番までは、設定期間が3年です。3番、4番は、賃借権。

次に、52頁、次の5番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の6番は、設定期間が4年です。6番は、賃借権。

次に、53頁、次の7番から58頁の18番までは、設定期間が5年です。7番、8番は、賃借権。

次に、54頁、9番、10番は、賃借権。

次に、55頁、11番、12番は、賃借権。

次に、56頁、13番、14番は、賃借権。

次に、57頁、15番、16番は、賃借権

次に、58頁、17番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。18番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、59頁、次の19番から61頁の23番までは、設定期間が6年です。19番、20番は、賃借権。

次に、60頁、21番、22番は、賃借権。

次に、61頁、23番は、賃借権。次の24番から66頁の33番までは、設定期間が10年です。24番は、賃借権。

次に、62頁、25番は、賃借権。26番は、使用賃借権。

次に、63頁、27番は、使用賃借権。28番は、賃借権。

次に、64頁、次の29番から66頁の33番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど一括して説明します。

以上です。

議長 ただいま説明がありました、50頁から66頁までの中間管理権設定33件です。

52頁の3年もの5番と、64頁の10年もの29番から66頁の33番までが農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に退席をいただき審議します。

(永山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 52 頁の 5 番、64 頁の 29 番から 66 頁の 33 番までは、借人である永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 永山委員に係る 3 年もの 1 件と 10 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(永山委員：着席)

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、58 頁の 5 年もの 17 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 58 頁の 17 番は、借人である福元副会長が経営される法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、58 頁の 5 年もの 18 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 58 頁の 18 番は、借人である入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 25 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、67 頁、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 17 号につきましては、67 頁から 70 頁です。今回は、所有権移転のみで 17 件です。

初めに、67 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 1 千 528 m²の贈与です。2 番は、畑が 2 筆で 1 千 243 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 608 m²の贈与です。4 番は、畑が 1 筆で 3 千 753 m²の売買です。5 番は、畑が 1 筆で 1 千 96 m²の売買です。

次に、68 頁です。6 番は、田が 2 筆で 1 千 829 m²の贈与です。7 番は、畑が 1 筆で 1 千 115 m²の売買です。8 番は、畑が 1 筆で 1 千 863 m²の売買です。9 番は、田が 2 筆で 1 千 480 m²の売買です。10 番は、畑が 1 筆で 1 千 91 m²の贈与です。

次に、69 頁です。11 番は、田が 2 筆、畑が 4 筆で 9 千 314 m²の売買です。12 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。13 番は、畑が 1 筆で 2 千 354 m²の売買です。次の 14 番から 70 頁の 17 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明がありました。69 頁の 12 番が、議事参与の制限にあたりますので田村委員に退席をいただき審議します。

(田村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 69 頁の 12 番は、受人田村委員が所有権移転の贈与を受けるもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 田村委員に係る案件 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(田村委員：着席)

田村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

それでは、調査がなされていますので、69 頁の 14 番から 70 頁の 17 番までを中尾委員に報告をお願いします。

中尾 推進委員の中尾です。去る 6 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、69 頁の 14 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、今回、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では大根や

白菜を作付けするとのことでした。

次に、70 頁の 15 番及び 16 番です。申請者は市外の方で、併せて畑 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷や落花生を作付けするとのことでした。

次に、17 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、今回、畑 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました 16 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、71 頁、議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 18 号につきましては、71 頁から 76 頁です。まず、71 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅及び通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、賃貸アパートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、一般住宅及びカーポートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。4 番は、駐車場及び待機所を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、72 頁をご覧ください。5 番は、一般住宅及び車庫を整備するもので、農地区分は 2 の 3 です。なお、令和 4 年度第 10 回総会で審議済です。6 番は、一般住宅、車庫、学習塾及び駐車場を整備するもので、農地区分は 2 の 3 です。なお、令和 4 年度第 10 回総会で審議済です。7 番は、建売住宅、駐車場及び通路を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。なお、令和 4 年度第 8 回総会で審議済です。8 番は、建売住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。なお、令和 4 年度第 8 回総会で審議済です。

次に、73 頁をご覧ください。9 番は、待機所、宿舍及び駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 4 年度第 12 回総会で審議済です。10 番は、資材及び製品置場を整備するもので、農地区分は 1 の 5 です。なお、令和 4 年度第 8 回総会で審議済です。11 番は、資材置場を整備するもので、農地区分は 1 の 5 です。なお、令和 4 年度第 10 回総会で審議済です。

次に、74 頁をご覧ください。12 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 5 で

す。なお、令和4年度第9回総会で審議済です。13番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第9回総会で審議済です。14番は、一般住宅及びカーポートを整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第9回総会で審議済です。15番は、養鶏場を整備するもので、農地区分は「農用地利用計画指定用途」です。なお、令和4年度第7回総会で審議済です。

次に、75頁をご覧ください。次の16番から76頁の23番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、75頁の16番と17番を蔵ヶ崎委員に、18番と19番を高田委員に、76頁の20番と21頁を田村委員に、22番と23番を谷口委員に報告をお願いします。

蔵ヶ崎 議席番号13番の蔵ヶ崎です。去る6月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、75頁の16番ですが、申請地は高隈小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で自動車の修理業を営む方で、修理工場に隣接する申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に17番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で小売業を営む法人で、店舗に隣接する申請地に駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、16番及び17番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

高田 推進委員の高田です。去る6月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、75頁の18番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅及び車庫を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化

農地」に該当すると判断しました。

次に 19 番ですが、申請地は西俣小学校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、18 番及び 19 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号 10 番の田村です。去る 6 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、76 頁の 20 番ですが、申請地は大始良小学校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅及びカーポートを整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 21 番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、20 番及び 21 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。去る 6 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、76 頁の 22 番ですが、申請地は鹿屋体育大学の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 23 番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で建設業を営む

法人で、申請地に資材置場を整備する計画です。申請地の面積が 171 m²で既存施設的面積 5,714 m²の 2分の1 を超えないことから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

以上、22番及び23番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、許可申請 23 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、77 頁、議案第 19 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 19 号につきましては、77 頁から 94 頁です。

78 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 16 件で、畑が 15 筆、その他が 1 筆です。対象面積は、畑が 1 万 4 千 694 m²、その他が 496 m²、計 1 万 5 千 190 m²です。次の 79 頁から 94 頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、77 頁の 1 番から 8 番までを郷原委員に、9 番から 78 頁の 16 番までを西元委員に報告をお願いします。

郷原 　議席番号 14 番の郷原です。去る 6 月 14 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

77 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 79 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は市立図書館の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 80 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は市立図書館の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 81 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の方で、申請地に眼科医院を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の西に位置し、街区の面積に占める割合が 40%を超えている「街区内 4 割超住宅化農地」と判断され、第3種農地の転用は原則許可であることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は82頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、5番ですが、周辺図等は83頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、6番ですが、周辺図等は84頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に貸家を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、7番ですが、周辺図等は85頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、8番ですが、周辺図等は86頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は笠野原土地改良区の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、申出地の一部が既に駐車場として利用されていることから、始末書の添付が必要であると考えます。

以上、1番から8番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外についての支障はないと判断しました。以上です。

西元 推進委員の西元です。引き続き、6月14日に行いました、農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査について報告いたします。

77頁をご覧ください。まず9番ですが、周辺図等は87頁をご覧ください。農振除外の

申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅及びドッグランを建設する計画です。申請地は市立上小原中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に10番ですが、周辺図等は88頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地の自宅への進入路を整備する計画です。申請地は市立上小原中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、申請地は既に住宅への進入路として利用されていることから、始末書の添付が必要であると考えます。

次に11番ですが、周辺図等は89頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に堆肥舎を建設する計画です。申請地は市立笠之原小学校の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建設であることから、許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、申請地は既に堆肥舎が整備されていることから、始末書の添付が必要であると考えます。

次に12番ですが、周辺図等は90頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は鹿屋永野田郵便局の北西に位置し、申請地に一般住宅を建設する計画ですが、地目が農地ではないため、農地法の適用を受けないと考えます。

次に13番ですが、周辺図等は91頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地は市立吾平小学校の南西に位置し、申請地に建売住宅を建設する計画です。申請地は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は、周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、一般住宅の許可基準である500㎡を超えているため、相当の理由が示される必要があると考えます。

次に、14番ですが、周辺図等は92頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農家住宅を建設する計画です。申請地は萩塚簡易郵便局の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は、周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、現在の所有者が平成30年に農地法第3条許可により取得していることから、相応の理由書が必要であると考えます。

次に、15番ですが、周辺図等は93頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人

は市内の法人で、申請地に堆肥舎及び農業用倉庫を建設する計画です。申請地は浜田町内・防災会館の南に位置し、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、16番ですが、周辺図等は94頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農業用倉庫を設置する計画です。申請地は霧島ヶ丘公園の西に位置し、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。また、20a未満であることから届出が必要であると考えます。

以上、9番から16番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更についての支障はないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、報告がありました16件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、95頁、議案第20号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第20号につきましては、95頁から97頁です。今回は8件です。

次の1番から97頁の8番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、95頁の1番から96頁の8番までを、榎原委員に報告をお願いします。

榎 原 　　議席番号12番の榎原です。去る6月15日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、95頁の1番ですが、申請地は、鹿屋体育大学の南東に位置し、平成9年月日不詳から原野化しているとのことでした。申請地の白水町99番1については、農業振興地域内農用地であるため、非農地証明については非該当であると判断しました。

同じく125番及び133番については、所有者が約3年前にクヌギを植栽しており、他に雑木等も生えておらず、農地への復元は可能であると考えられることから、非農地証明については非該当であると判断しました。

次に、2番ですが、申請地は、田崎小学校の南に位置し、昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、吾平中学校の北西に位置し、昭和年月日不詳から宅地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は、吾平中学校の北西に位置し、平成年月日不詳から宅地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、田への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、96頁の5番ですが、申請地は、上小原小学校の北に位置し、平成6年月日不詳から宅地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に6番ですが、申請地は、輝北天球館の南に位置し、平成10年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に7番ですが、申請地は、旧鶴羽小学校の北に位置し、昭和年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に8番ですが、申請地は、旧浜田小学校の北に位置し、平成5年月日不詳から山林化しているとのことでした。状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、1番以外については、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、98頁、議案第21号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第21号につきましては、98頁から99頁です。

今回新たに、譲渡希望が98頁の1番から4番までの4件ですのでお目通し願います。

なお、4番は、賃貸借も可としております。

次に、賃貸借希望が99頁の1番から5番までの5件ですのでお目通し願います。

なお、3番は、無償も可としております。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

98頁、土地の所有者からの譲渡希望の1番を西ノ原委員と谷口委員に、2番の上から2件を倉田委員と高田委員に、残りの6件を村山委員と本村委員に、3番を村山委員と本村委員に、4番を本田委員と福元里美委員にお願いします。

99頁、賃貸借希望の1番の上から2件と5件目を郷原委員と細川委員に、3件目と4件目を西ノ原委員と谷口委員に、2番を榎原委員と森園委員に、3番を堀之内委員と矢野委員に、4番を福元副会長と入佐委員に、5番を堀之内委員と矢野委員に、お願いします。

次に、100頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　資料100頁をご覧ください。合意解約につきましては、100頁から110頁です。

今回は21件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 　ただいまの報告のとおり、100頁から、110頁まで21件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第3回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

次長 　公務災害補償制度についてご説明します。お手元に配布してありますパンフレットをご覧ください。

この保険は、全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員・推進委員のみなさまを被保険者とする団体保険です。被保険者である委員のみなさまが、公務従事中に事故等にあつた場合に保険金を支払うものです。毎年1回、保険の手続きをしております。保険期間は、毎年10月1日からの1年間になります。保険料はA型の1,000円、補償内容は、死亡が540万円、後遺障害が21万6千円から540万円、入院保険が日額5,000円、通院が3,000円となっていますので、詳細については、のちほどお目通しください。

なお、保険料については、令和5年10月から1年分の掛金を7月分の報酬で引き去りますので、ご承知おき願います。

次に、5月30日に東京都、文京シビックホールで行われた、令和5年度全国農業委員

会会長大会及び地元選出国會議員への要請活動に、福元副会長と局長が出席しましたので、福元副会長から概要を報告してもらいます。

福 元 それでは、5月30日、東京都、文京シビックホールで開催された、令和5年度全国農業委員会会長大会及び地元選出国會議員への要請活動に出席しましたので、概要を報告いたします。全国農業委員会会長大会には、鹿児島県から各市町の会長、事務局、県農業会議職員の38名が参加し、鹿屋市からは私福元と、宮地事務局長が参加しました。

大会当日は 総会を前に「全国農業新聞・農業委員会だより」全国コンクール表彰式がおこなわれ、鹿児島県から南種子町農業委員会と喜界町農業委員会が表彰されました。

引続き開催された、会長大会では、第1号議案「食料安全保障の確率に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提言」、第2号議案「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議、第3号議案「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議、第4号議案「令和5年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」の4件が提案され、いずれも原案どおり承認されました。

大会終了後、農林水産省へ移動し野村農林水産大臣の表敬訪問を行いました。

2日目は衆議院第一会館で、県選出国會議員の森山衆議院議員、保岡衆議院議員、宮路衆議院議員、小里衆議院議員の4名に対して、大会決議の要望活動と意見交換を行いました。意見交換では、スマート農業のすすめ方や営農型太陽光パネルの問題のほか、要望事項に対する前向きな言葉をいただきました。

この全国大会は、国・県・市町村レベルでの農業委員会組織が一堂に会し、今後の農業政策の推進に向け、共通認識のもと、農業・農村の現場の声を国政に反映させるため、国會議員と連携した行動として、非常に意義の高いものでありました。以上で報告を終わります。

局 長 それでは、7月の調査委員を申し上げます。

7月11日、火曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、上穂木委員でございます。

7月11日、火曜日、農振調査が、本田委員、有馬委員でございます。

7月12日、水曜日、4条・5条の調査が、上野委員、森園委員でございます。

7月12日、水曜日、3条調査が、新原委員、中牧委員でございます。

7月の総会は、7月21日、金曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和5年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)